

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

寄居建設 株式会社

2025年9月30日

株式会社 足利銀行

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 会社概要 .....	2
(1) 基礎情報.....	2
(2) 沿革.....	3
(3) 組織.....	4
(4) 社訓・業務指針・経営理念等.....	5
(5) 事業内容.....	6
3. 地域との関連性.....	11
4. 包括的分析 .....	12
(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析.....	12
(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性.....	16
5. サステナビリティ活動.....	20
(1) 環境面での活動.....	20
(3) 社会面での活動.....	26
(4) 経済面での活動.....	38
6. KPI の設定 .....	39
(1) 環境面.....	40
(2) 社会面.....	41
(3) 経済面.....	43
7. マネジメント体制.....	44
8. モニタリング .....	45

## 1. はじめに

足利銀行は、寄居建設株式会社（以下、「寄居建設株」という。）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、「寄居建設株」の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（JCR）の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業<sup>1</sup>に対するファイナンスに適用している。

### <本ファイナンスの概要>

金額	100,000,000円
資金用途	運転資金
実行日	2025年 9月 30日
モニタリング期間	5年

<sup>1</sup> IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業ならびに会社法の定義する大会社以外の企業

## 2. 会社概要

### (1) 基礎情報

企 業 名	寄居建設株式会社
所 在 地	<p>【本 社】 埼玉県大里郡寄居町大字寄居266-1</p> <p>【東 京 支 社】 東京都中央区日本橋室町1-9-1 7F</p> <p>【比 企 支 店】 埼玉県比企郡滑川町みなみ野3-7-6</p> <p>【熊谷営業所】 埼玉県熊谷市新堀1039-2-105</p> <p>【深谷営業所】 埼玉県深谷市上柴町西3-19-1-101</p>
役職員数	42名（役員4名、正社員31名、契約社員7名）
創 業	1916年4月
設 立	1943年11月
資 本 金	9,500万円
業 種	総合建設業
事業内容	<p>建築工事、土木工事等の設計・施工・監理</p> <p>賃貸マンション賃貸管理</p> <p>宅地建物取引業</p> <p>損害保険代理業</p>
許 認 可 登 録 等	<p>建設業許可：国土交通大臣許可（特-3） 第21820号</p> <p>一般建築士事務所登録：埼玉県知事登録（6） 第7445号</p> <p>宅地建物取引業免許：埼玉県知事登録（11） 第10955号</p>

(2025年8月現在)

## (2) 沿革

沿革	
1916年 4月	高田 金七氏により創業
1943年11月	高田 金七氏が初代社長に就任
1949年10月	「寄居建設工業有限公司」として法人化
1964年 2月	「寄居建設株式会社」に組織変更
1968年 4月	東京出張所を開設
11月	土木部門を新設
1971年11月	高田 正中氏が二代目社長に就任
1972年 9月	熊谷出張所を開設
1977年 2月	本社社屋を新築し、移転
1981年10月	高田 和久氏が三代目社長に就任
1993年11月	熊谷営業所を開設
1994年 5月	嵐山営業所を開設
2000年 3月	ISO9001認証取得
2002年 8月	比企支店を開設（嵐山営業所を継承）
2005年 2月	深谷営業所を開設
11月	東京支店を開設
2008年 2月	高田 和久氏が会長に就任
	高田 徹氏が四代目社長に就任
2017年 4月	東京支社を開設（東京支店を継承）
2023年 3月	ISO14001認証取得
2024年12月	SBT <sup>2</sup> 認定取得

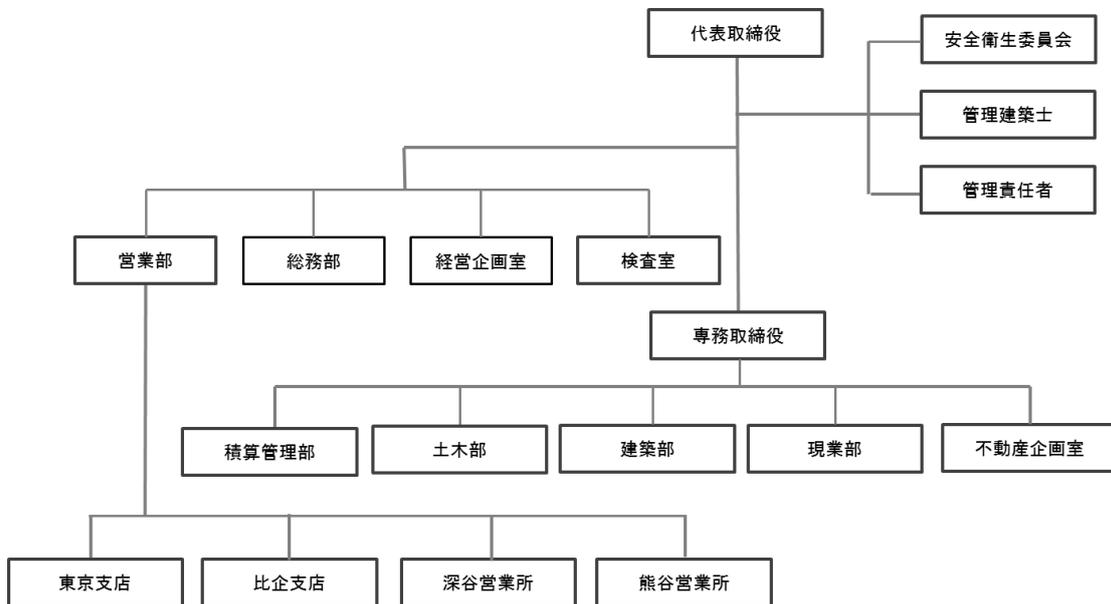
<sup>2</sup> 国際水準に基づき企業が設定する温室効果ガス削減目標。Science Based Targets の略

### (3) 組織

組織体制は下図の通りである。

最高責任者である代表取締役を中心に構成される「寄居建設㈱」は、埼玉県に本社を置き、「営業部」「総務部」「経営企画室」「検査室」「積算管理部」「土木部」「建築部」「現業部」「不動産企画室」の各部門で構成されている。

#### <「寄居建設㈱」組織体制>



同社提供資料より足利銀行作成

#### <本社>



同社提供資料より

#### (4) 社訓・業務指針・経営理念等

「寄居建設株」では、「技術の革新」「信用と奉仕」「安全の創造」の3つを従業員が常に心に留める指針として社訓に掲げている。新しい技術の導入と向上に努め、信頼される企業として社会に貢献し、全ての現場において安全を最優先に考えることで、安心して暮らせる未来の創造を目指している。また、社訓に加えて「業務指針」「経営理念」「私達の行動指針」を定め、従業員それぞれが日々の業務に反映することで地域社会との信頼関係を築き、持続可能な発展を目指している。

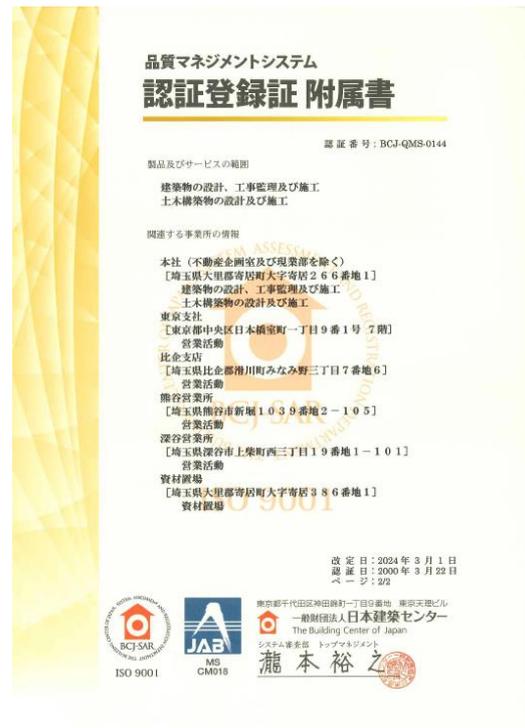
社訓	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技術の革新</li> <li>2. 信用と奉仕</li> <li>3. 安全の創造</li> </ol>
業務指針	より良く、安く、早く、そして安全に。
経営理念	<p>寄居建設は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仕事を通して常に社会に貢献し、奉仕の心を忘れることなく、お客様の信念に応えながら事業活動に全力を尽くします。</li> <li>2. 時代を先取りする創造的な企業として、常に技術の革新と安全を目指し、顧客のニーズに応えます。</li> <li>3. 社員に、仕事を通じて働く喜びと自己実現の場を与え、健康で豊かさの実感できる企業をめざします。</li> </ol>
私達の行動指針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社業を通して、自己実現を目指し人格の向上に努めます。</li> <li>2. 確かな仕事を通して、信用の増進に努めます。</li> <li>3. 常に技術革新に向け、研鑽努力します。</li> <li>4. 安全衛生への意識の高揚と実践を励行します。</li> <li>5. 健康でいつも感謝の気持ちを大切にして行動し、家庭の幸せを築きます。</li> </ol>

(5) 事業内容

「寄居建設株」の主な事業は、「建築工事」「土木工事」「賃貸マンション・ビル管理」の3つである。品質方針を掲げ、その方針に基づき業務を遂行しており、国際標準化機構（ISO）が定める品質マネジメントシステム規格ISO9001の認証を取得している。これは、品質管理の徹底と継続的な品質改善を行う企業に対して認定されるものであり、「寄居建設株」の品質へのこだわりと品質基準の高さが証明されている。

品質方針
「精魂込めていいものを造り、お客様と自分の満足度を満たす。」

< ISO9001 登録証 >



同社提供資料より

## 1) 建築工事

庁舎、学校、体育館、図書館、コミュニティ施設等の公共性の高い建築物に加え、マンションや商業施設等の民間工事にも多数携わっている。顧客のニーズに応じて、木造軸組工法から鉄骨造、鉄筋コンクリート造（RC造）まで最適な工法で施工し、公共施設から集合住宅、商業施設等に至るまで、機能性と意匠性を兼ね備えた空間づくりを行っている。また、耐震診断・補強工事や既存施設のリノベーションにも積極的に取り組むことで、建物の長寿命化と機能性向上に貢献している。

こうした多様な建築工事を支えるのが、一貫した業務体制である。業務範囲は、企画から躯体工事、施工、監理に至るまで多岐にわたり、これらを一貫して担うことで、プロジェクトの円滑な推進と高い品質の実現を支えている。設計業務においては、長年にわたり信頼関係を築いてきた設計会社と連携し、協働体制を構築している。また、案件の特性に応じてJV（共同企業体）等の外部連携にも柔軟に展開している。寄居町内の中学校における長寿命化工事では、「寄居建設㈱」が代表構成員としてJVを組み、プロジェクトを推進した。通常は単独で工事を行うことが多いが、案件の規模や特性に応じてJVによる対応も可能であり、多様な施工体制で地域のニーズに応えている。

### <建築工事事例>



寄居駅南口駅前拠点施設 Yotteco(ヨッテコ)

同社提供資料より

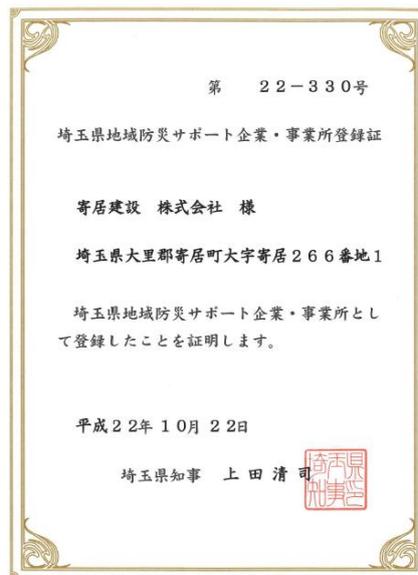
## 2) 土木工事

道路の新設・改良、河川の護岸整備、上下水道の配管敷設、宅地造成、橋梁の建設・補修等、多岐にわたる。例えば、寄居町庁舎の庭園整備や寄居駅前広場の改築工事、地域道路の舗装改良等、住民の生活に密接に関わる公共事業を多数請け負っている。

2025年に行った「道の駅おがわまち」の地域活性化交流拠点整備および駐車場拡張整備工事では、「寄居建設株」の建築部と土木部が連携し、総合建設業である強みを活かした。建築部は建物と外構の施工を、土木部は駐車場の拡張工事をそれぞれ担当したが、建築資材の搬入時には、土木エリアと建築工事が重ならないよう工程を綿密に調整し、スムーズな施工を実施した。このように、社内の部門間で連携を図ることで、品質・安全・工程において高い水準を維持しながら、効率的な工事運営を実現している。

また、地域の防災・安全対策にも積極的に取り組んでいる。震度4以上の地震発生時には河川や法面、道路のひび割れ等の自主パトロールを実施、豪雨時の対応としてアンダーパスの排水ポンプの電源確認等も行っている。毎年12月1日から3月31日までの期間には、行政との業務委託契約に基づき、凍結防止のための融雪剤の散布、除雪作業等を実施している。こうした活動は、2010年10月に「埼玉県地域防災サポート企業」として登録されたことにも表れており、地域の安心・安全を支える存在として役割を果たしている。

### <地域防災サポート企業・事業所登録証>



同社提供資料より

＜土木工事事例＞



道の駅おがわまち 駐車場拡張工事



バリアフリー安全対策工事



藤治川 護岸工事



風布 A ランプ工事

同社提供資料より

### 3) 賃貸マンション・ビル管理

総合建設業として地域社会に貢献する多角的な事業を展開する中でも、賃貸マンションの管理業務は建設業の枠を超えた生活支援サービスとして、地域住民の快適な暮らしを支える重要な役割を担っている。

所有する賃貸マンションには、同社で直接管理している物件が9棟あり、これらは全て同社が施工した建物である。一方、他社に管理を委託している物件は4棟で、そのうち1棟はビルであるが、いずれも委託先との連携により、安定した管理体制が構築されている。

同社の強みは、建築から管理、そしてリフォームまでを一貫して対応できる点にある。同社の管理物件では、入居者からの修繕依頼に対して窓口となり、協力業者と連携して迅速に対応することで、安心を提供している。こうした柔軟かつ誠実な対応は、地域密着型企业としての信頼を築くひとつとなっている。建設会社としての技術力と現場対応力を活かし、建物の品質維持と安全確保に継続的に取り組んでいる。

#### <所有する賃貸マンション>



同社提供資料より

### 3. 地域との関連性

総合建設業としての事業活動にとどまらず、地域社会とのつながりを大切にしながら、多岐にわたる地域貢献活動に取り組んでいる。地元・寄居町をはじめ、周辺地域で開催される祭りへの協賛や花火の奉納はその一例であり、水天宮祭、長瀬船玉まつり、深谷花火大会、ひがしまつやま花火大会、小川町七夕まつり等、地域の伝統行事や季節の催しに継続的に関わっている。特に水天宮祭では、企業としての支援に加え、同社社長が役員として当番を務める等、地域の一員として自らが積極的に関与することで地域との絆を深めている。

また、本社周辺の道路美化活動（ロードサポート）にも力を入れており、年に4～5回、従業員が参加して清掃活動を行っている。こうした取り組みは、地域環境の保全と住民との信頼関係の構築に寄与している。さらに、埼玉県が推進する「緑のトラスト運動」にも毎年募金を行う等、自然環境への配慮と持続可能な地域づくりへの意識も高く、地域に根ざした企業としての姿勢を体現している。

<地元の祭りに参加している様子>



<道路美化活動の様子>



同社提供資料より

## 4. 包括的分析

### (1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、「寄居建設㈱」の「建築工事」「土木工事」「賃貸マンション・ビル管理」を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクト向上の取り組みとして「健康および安全性」「水」「エネルギー」「住居」「健康と衛生」「教育」「移動手段」「コネクティビティ」「雇用」「賃金」「社会的保護」「零細・中小企業の繁栄」「インフラ」が抽出された。ネガティブ・インパクト低減の取り組みとしては、「現代奴隷」「自然災害」「健康および安全性」「エネルギー」「住居」「移動手段」「文化と伝統」「賃金」「社会的保護」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」「法の支配」「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」が抽出された。

インパクト分析ツールの結果に加えて、「寄居建設㈱」へのヒアリングなどから個別要因を加味し、インパクトエリア／トピックを特定した。その結果、ポジティブ・インパクト向上の取り組みに「自然災害」「気候の安定性」「資源強度」「廃棄物」を、ネガティブ・インパクト低減の取り組みに「ジェンダー平等」「年齢差別」を追加した。また、「健康および安全性」「健康と衛生」「コネクティビティ」「社会的保護」をポジティブ・インパクト向上の取り組みから削除、「現代奴隷」「自然災害」「エネルギー」「住居」「移動手段」「文化と伝統」「賃金」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」「法の支配」「生物種」「生息地」をネガティブ・インパクトの低減の取り組みから削除した。

**【追加項目】**

インパクトエリア／トピック	追加した理由
自然災害 (PI)	河川の護岸設備等、自然災害による被害の予防や最小化を目的とした工事を行っているため
エネルギー (PI) 気候の安定性 (PI)	太陽光発電設備の設置工事に携わっているため
資源強度 (PI) 廃棄物 (PI)	廃材の有効活用による環境負荷低減に取り組んでおり、今後も取り組みを継続していくため
ジェンダー平等 (NI) 年齢差別 (NI)	女性、高齢者など、ダイバーシティ経営に関する取り組みを加味したため

**【削除項目】**

インパクトエリア／トピック	削除した理由
健康および安全性 (PI)	利用者の健康面や安全面に資する不動産・サービスの提供を行っている事業ではないため
健康と衛生 (PI)	医療サービスの提供や消費者の衛生に資する不動産・サービスの提供を行っている事業ではないため
コネクティビティ (PI)	情報へのアクセスや接続に関連する事業は行っていないため
社会的保護 (PI)	顧客の社会的保護・社会保障に資する取り組みを行う事業ではないため
現代奴隷 (NI)	強制労働による事業活動は行っていないため
自然災害 (NI)	自然災害を引き起こすことや、悪化させる事業は行っていないため
エネルギー (NI)	エネルギーへのアクセスが損なわれる可能性のある事業活動は行っていないため
住居 (NI)	賃貸業務において、強制退去をとまなう事業展開は行っていないため
移動手段 (NI)	同社の賃貸マンション・ビル管理事業が、道路上の混雑の原因となることはないため
文化と伝統 (NI)	文化施設の妨害や、文化遺産の保存と発展を損なう工事は行っていないため

インパクトエリア／トピック	削除した理由
賃金 (NI)	同社の賃金は業界水準よりも高く、低収入かつ不規則な収入でないため
民族・人種平等 (NI) その他の社会的弱者 (NI)	適正重視の採用方針であり平等は確保されているが、現在外国人および障がい者の従業員はいないため
法の支配 (NI)	違法工事、汚職等は発生しておらず、ガバナンス体制が構築されているため
生物種 (NI)	生物種を脅かす事業活動は行っていないため
生息地 (NI)	生息地を脅かす事業活動は行っていないため

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	分析ツールにより抽出された インパクトエリア/トピック		個別要因を加味した インパクトエリア/トピック	
			ポジティブ・ インパクトの 向上	ネガティブ・ インパクトの 低減	ポジティブ・ インパクトの 向上	ネガティブ・ インパクトの 低減
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●	●	
	健康および安全性	—	●	●		●
	資源とサービスの入手可能性、 アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●		●	
		食料				
		エネルギー	●	●	●	
		住居	●	●	●	
		健康と衛生	●			
		教育	●		●	
		移動手段	●	●	●	
		情報				
		コネクティビティ	●			
		文化と伝統		●		
	ファイナンス					
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●	●	●	
		社会的保護	●	●		●
平等と正義	ジェンダー平等				●	
	民族・人種平等		●			
	年齢差別				●	
	その他の社会的弱者		●			
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		●		
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●		●	
		インフラ	●		●	
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—		●	●	
	生物多様性と生態系	水域		●		●
		大気		●		●
		土壌		●		●
		生物種		●		
		生息地		●		
	サーキュラリティ	資源強度		●	●	●
		廃棄物		●	●	●

(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

<環境面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	インパクトの低減 ネガティブ・
環境負荷低減	・長寿命化工事の実施による 建物等の快適な利用	資源強度 廃棄物	●	
	・環境に配慮した建築資材の 活用	資源強度 廃棄物	●	
	・マニフェスト使用による廃棄 物の適切な処理	水域 土壌 資源強度 廃棄物		●
	・適切な廃水処理	水域		●
	・温室効果ガス排出量の算出 と環境負荷低減の取り組み	気候の安定性 大気		●
	・DX 活用によるペーパーレス 化	資源強度 廃棄物		●

<環境面・社会面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	インパクトの低減 ネガティブ・
気候変動対策 と持続可能な 社会の実現	・太陽光パネルの設置工事	エネルギー 気候の安定性	●	

<社会面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	インパクトの低減 ネガティブ・
防災・減災	・自然災害による被害の予防や減災等に関する取り組み	自然災害 水 移動手段	●	
住居の提供	・地域住民への快適な住まいの提供	住居	●	
健康経営・ 労働安全性	・健康経営に関する取り組み ・労働安全性に関する取り組み	健康および安全性		●
雇用創出	・地域人材の雇用機会提供	雇用	●	
ダイバーシティ 経営	・多様な人材の活躍	雇用	●	
		ジェンダー平等 年齢差別		●
人材育成	・外部研修受講機会の提供	教育	●	
	・資格取得支援と資格手当	教育 賃金	●	
		社会的保護		●
働きやすい 職場環境	・充実した福利厚生	社会的保護		●
ワークライフ バランス	・休暇取得の促進 ・時間外労働削減に関する取 り組み	健康および安全性		●

<経済面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	インパクトの低減 ネガティブ・
本業を通じた 経済への貢献	・パートナーとの連携によるイ ンフラ整備	零細・中小企業の繁栄 インフラ	●	

## 5. サステナビリティ活動

### (1) 環境面での活動

2023年に国際的な環境マネジメント規格であるISO14001の認証登録（認証番号BCJ-EMS-0196）を受けている。これは、環境方針の策定から実行、評価、改善までを含むマネジメントシステムの運用を通じて、環境に配慮した事業活動を行っていることを第三者機関によって認証されたものである。これにより、社内の環境意識を高めるとともに、ステークホルダーに対しても信頼性の高い企業姿勢を示すことができている。

#### < ISO14001 登録証 >



同社提供資料より

また、埼玉県が行う「埼玉県 SDGs パートナー企業」として2024年5月に登録されており、環境・社会・経済の3側面での取組指標を設定している。環境に関する取り組みとして「寄居建設(株)」は、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量削減のためエネルギー使用量の削減に取り組むことを掲げている。

<埼玉県 SDGs パートナー 登録証>



同社提供資料より

## 1. 環境負荷低減

### 【長寿命化工事の実施による建物等の快適な利用】

建築物の長寿命化を目的とした改修工事に取り組むことで、環境負荷の低減に寄与している。新築に比べて資材使用量や廃棄物の発生を抑えられるため、持続可能な社会の形成に資するものとして評価されている。長寿命化工事とは、老朽化した建物や設備に対して、単なる修繕にとどまらず、機能や性能の向上を図ることで、建物の使用可能期間を延ばす工事のことである。これにより、廃棄物の削減、省資源化、省エネルギー化が実現され、環境負荷の低減につながる点がメリットである。

「寄居建設株」が行った長寿命化工事の事例として、<sup>おぶすま</sup>男衾中学校における長寿命化改修工事が挙げられる。同工事では、構造・設備の更新を通じて建物の耐久性と快適性を高め、公共施設としての機能を長期的に維持することができる。また、本改修工事では木材を多く使用（木材使用量 102.63 m<sup>3</sup>、うち 47.23 m<sup>3</sup>が埼玉県産材）している点が特徴であり、環境負荷の低減に寄与している。木は成長過程で CO<sub>2</sub> を吸収し、炭素として幹や枝に固定される。木材として建築物に利用することで、固定された炭素は長期間にわたり構造物内に貯蔵（カーボンストック）されるため、温室効果ガスの排出量抑制に寄与するものといえる。

このような長寿命化工事を目的とした改修工事は、環境負荷の低減にとどまらず、地域住民がこれらの建物等を安心安全に、そして快適に利用することにも貢献している。

### ＜地元材を活用した改修工事＞



同社提供資料より

**【環境に配慮した建設資材の活用】**

持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮した建設資材の活用を推進している。駐車場整備等の土木工事において、再生砂利や再生砕石を使用することで、廃材の有効活用と自然環境への負荷軽減を目指している。

再生材として使用されるのは、主にコンクリート廃材やアスファルト廃材であり、これらを再利用することで、廃棄物量を抑えるとともに、天然資源である岩石の採掘量を減らすことにつながり、自然環境保全に貢献する。

資材の選定にあたっては、工事の仕様書に再生材の使用が認められているかを確認し、施工上問題がないと判断された場合に限り、再生材を使用している。このような判断のもと、現在では土木工事全体の約8割に再生材を導入しており、環境負荷の低減と品質確保の両立を実現している。

**【マニフェスト使用による廃棄物の適切な処理】**

産業廃棄物の適正な処理を徹底するため、「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を活用している。この管理票には、廃棄物の種類や数量、運搬業者、処分業者の情報が記載されており、廃棄物の排出から最終処分までの流れを追跡することが可能である。誰がどの廃棄物をどのように処理したのかを明確にすることで、廃棄物処理の透明性が確保され、不法投棄の未然防止にもなる。不法投棄は、土壌や水質の汚染、生態系への悪影響等、深刻な環境問題を引き起こす要因となる。マニフェストの活用は、こうしたリスクを抑える有効な手段となっており、リサイクルや適正な処分が促進され、結果として環境負荷の低減につながっている。

**【適切な廃水処理】**

建設工事・土木工事に伴う排水処理において、「寄居建設株」では環境保全と水質管理に配慮した対応を行っている。工事現場で発生した廃水は、ノッチタンクを用いてゴミや浮遊物を除去し、近隣の河川へ適切に放流している。これにより、生態系や地域住民への影響を防ぎ、自然環境への負荷を最小限に抑えている。

**【社内における環境負荷の低減の取り組み】****■温室効果ガス排出量の算出と環境負荷低減の取り組み**

温室効果ガス排出量抑制の取り組みの一環として、排出量（Scope1, 2）の算定を実施しており、排出量は252.6t（2023年）であった。2023年を基準年とし、2030年までに排出量を43.8%削減（削減量110.7t）することを目標とし、2024年12月にSBT認定を取得した。

社内では、照明設備は全てLEDに切り替えており、電力使用量の削減を推進している。また、保有車両8台（うち貨物車両4台）のうち4台をハイブリッド車とすることで、移動に伴う環境負荷の低減に取り組んでいる。リース車両6台についても5台がハイブリッド車である。工事現場においては、国土交通省が推奨する新技術情報提供システム（NETIS）登録の低排出型重機を積極的に導入している。このように同社ではLED照明への切り替えやハイブリッド車・低排出重機の活用を通じてCO<sub>2</sub>・NO<sub>x</sub>・SO<sub>x</sub>排出量の抑制に努めている。

**■DX活用によるペーパーレス化**

環境負荷の軽減と業務の効率化を目的に、社内外でのペーパーレス化を積極的に推進している。社内では、休日出勤申請や稟議書、各種報告書等の手続きはクラウド型の社内システムを通じて行っており、紙による申請・回覧を廃止した。また、社内のお知らせや従業員の資格取得状況等も、クラウド上の情報共有ツールを活用することで、従業員が各自のパソコンや携帯電話からいつでも確認できる環境を整えている。

協力会社とのやり取りにおいても、従来は独自に作成した複写式の請求書を協力会社が購入・使用する運用となっていたが、現在では同社ホームページから請求書様式をダウンロードできるようになり、紙の発行・管理の手間を省くとともに、コスト削減と利便性向上を実現した。

さらに、日常業務においても裏紙の活用を徹底する等、細部にわたって資源の有効活用に取り組んでいる。これらの取り組みをはじめとし、持続可能な社会の実現に向けて、身近なところから着実に行動を重ねている。

## (2) 環境面・社会面での活動

### 1. 気候変動対策と持続可能な社会の実現

#### 【太陽光パネルの設置工事】

気候変動対策の一環として、太陽光発電設備の設置工事に携わっている。太陽光発電設備の保有はしていないものの、公共施設や民間施設への施工を通じて、再生可能エネルギーの普及に貢献している。

前述した男衾中学校の長寿命化改修工事において、校舎屋上への太陽光パネルを設置した。建物の耐久性向上と併せて、再生可能エネルギーの導入による省エネルギー化を図ることで、施設全体の環境性能を高める取り組みである。

施工を通じて地域の脱炭素化に寄与しており、気候変動対策への具体的な貢献を果たしている。

#### <校舎屋上に設置した太陽光パネル>



同社提供資料より

### (3) 社会面での活動

#### 1. 自然災害による被害の予防や減災等に関する取り組み

同社では、土木工事を通じて地域のインフラ整備に貢献するとともに、自然災害による被害の予防・減災に向けた取り組みを継続的に行っている。本節では、前段の「2. 会社概要」「(5) 事業内容」に詳細を記載しているため、具体的な取り組みのみを抽出する。

##### 【自然災害による被害の予防や減災】

取組事項	具体的な取組内容
河川の護岸整備	洪水や土砂災害のリスクを軽減するため、堤防の強化や河川周辺の安定化を図る工事を行う
地震発生時のパトロール	震度4以上の地震が発生した際には、河川・法面・道路のひび割れや損傷の有無を確認する自主パトロールを実施する
豪雨時の排水ポンプ点検	アンダーパスの水没を防ぐため、排水ポンプの電源確認や動作確認を事前に行い、稼働を確認する
冬季の凍結防止・除雪作業	毎年12月1日から3月31日の期間、行政との業務委託契約に基づき、融雪剤の散布や除雪作業を実施する

##### 【社会資本の整備】

取組事項	具体的な取組内容
道路の新設・改良	新しい道路を造り地域の暮らしを支える。既存の道路をより安全・快適に使えるように改善する工事を行う
上下水道の配管工事	飲料水や生活用水を安全に供給する上水道配管工事、生活排水や雨水を衛生的に処理・排出する下水道配管工事を行う
橋梁の建設・補修	川や谷等の上を人や車両が安全に通れるように橋を建設する。補修では、既存の橋の構造や機能を維持・回復するために工事を行う

## II. 地域住民への快適な住まいの提供

同社では、賃貸マンションの管理業務を行っている。本節では、前段の「2. 会社概要」「(5) 事業内容」に記載しているため、具体的な取り組みのみを抽出する。

取組事項	具体的な取組内容
賃貸マンションの管理	同社では自社で建築したマンションを自社で管理し、地域住民に快適な住まいを提供する

### III. 健康経営・労働安全性

#### 【健康経営に関する取り組み】

従業員の健康を会社の基盤と捉え、様々な健康経営に関する取り組みを行っている。労働安全衛生法に基づく年に1回の定期健康診断は、地元の病院と提携することで安心して受診できる環境を整え、受診率は100%である。38歳以上の従業員には人間ドックの受診を推奨しており、基本プランは会社が費用を負担している。また、インフルエンザの流行期に備え、予防接種に対しては毎年一人当たり3,000円を上限に費用補助を行っている。さらに、脳外科とも連携し、希望者には3年に1回、従業員の自己負担なしで脳ドックを受診できる制度を設けている。今後は脳ドックを基本プランに組み込み、より多くの従業員が定期的を受診できるよう補助制度の拡充を検討している。

従業員の健康リテラシー向上にも注力しており、保健師による出張講義の開催等を通じて、生活習慣病等の予防に対する意識を高め、必要に応じて自身の生活習慣を見直すきっかけを提供する等の取り組みを進めていく予定である。また、50名以下の事業所では努力義務とされているストレスチェックについても、導入することを視野に入れ、心の健康にも配慮した体制づくりを進めていく。

日常の中で健康を意識できるよう、社内の自動販売機に特定保健用食品（特保）の飲料を取り入れ、従業員が業務の合間に健康を意識できる環境を整えた。さらには、町が実施する「よりいプラス1000歩運動」に賛同し、3年前から社内でもその取り組みに参加している。従業員は歩数計を装着し、歩いた距離によって日本地図上でどこまで歩いたかを可視化できることに加え、歩数に応じてポイントが貯まり、商品に換えられる特典もある。従業員同士の会話のきっかけにもなり、健康づくりと社内コミュニケーションの活性化を同時に実現している。

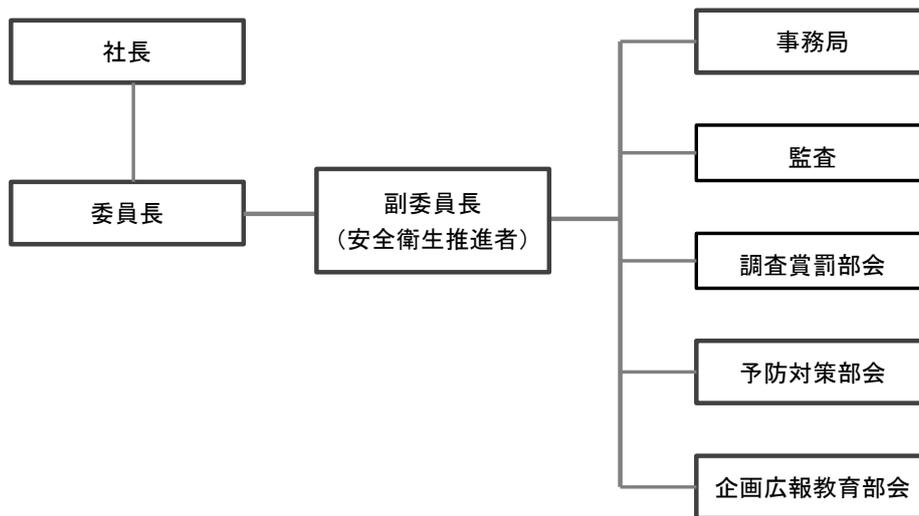
このように、身体と心の両面から従業員の健康を支える取り組みを継続的に展開し、従業員が安心して業務に専念できる環境を整えることで、組織全体の活力向上を図っている。

【労働安全性に関する取り組み】

従業員が安心して働ける環境づくりを優先事項と位置付け、日々の業務において労働安全の確保に努めている。工事現場では毎朝、ラジオ体操と朝礼を実施し、作業開始前に身体をほぐすと共に、当日の作業内容や注意点を共有することで、安全意識の向上を図っている。

協力会社を含めた組織構成となっている安全衛生委員会は長年にわたり設置されてきたもので、現場全体の安全管理を担っている。委員会活動の一環として、毎月末に安全パトロールを実施しており、3ヵ月に一度は労働衛生コンサルタントも同行し、専門的な視点から現場環境の確認と改善提案を行っている。コンサルタントとの巡回は、従業員の安全確保に加え、委員会メンバーにとっても学びの機会となっており、現場力の底上げにつながっている。

＜安全衛生委員会の組織図＞



同社提供資料より足利銀行作成

また、KY 活動（危険予知活動）も重要な取り組みの一つとして位置付けている。KY 活動とは、作業現場で発生する可能性がある事故等を未然に防ぐための活動で、作業開始前に作業内容や現場の状況を把握し、危険箇所を特定、対策を検討する等、安全確認を行うものである。協力会社の職長が作業日の朝、当日の作業の注意点を文書で挙げ、朝礼で現場スタッフに共有することで、潜在的なリスクを洗い出し、共有している。また、「一人KY 推進運動 埼玉」にも賛同している。これは、作業員それぞれの安全意識の向上が労働災害の防止につながるとし、積極的な推進を建設業労働災害防止協会埼玉県支部が各企業に求めたものである。

<一人KY 推進運動埼玉 賛同書>

令和7年度  
一人KY 推進運動 埼玉

**賛 同 書**

「一人KY 推進運動 埼玉」に賛同し、積極的  
に推進いたします。

令和 7 年 5 月 / 日

建設業労働災害防止協会 埼玉県支部長 殿

所在地：  
TEL：寄居建設株式会社  
会社名：代表取締役 高田 徹  
代表者名：048-581-1211

（運動実施責任者名： XXXXXXXXXX ）

同社提供資料より

2025年6月の労働安全衛生規則改正により、熱中症対策が義務化されたが、「寄居建設㈱」では、それ以前から暑い時期には塩タブレットや飲料、アイス等を差し入れ、従業員の体調管理を支援してきた。寒冷期にはカイロ等の防寒用品も提供しており、季節を問わず快適に働ける環境づくりに努めている。これらの物品は、協力企業を含めて徴収している「安全会費」を活用して購入しており、現場全体で安全への意識を共有する仕組みとなっている。

今後も、現場の声を反映しながら、より実効性の高い安全対策を継続的に展開し、従業員が安心して業務に取り組める職場環境の整備を行っていく。

#### IV. 雇用創出

##### 【地域人材の雇用機会提供】

地域に根ざした企業として、地元人材への雇用機会の提供に積極的に取り組んでいる。

高校卒業者の新規採用においては、就職活動解禁に合わせて近隣の高校へ求人票を配布し、雇用情報の発信を行っている。入社希望の学生から会社見学の希望があった場合には、職種に応じた内容で見学を実施し、例えば、現場職を希望する学生には、アクセスしやすい現場を選定、従業員が同行して案内することで、安心して参加できる環境づくりに努めている。

また、採用解禁前の6月には、熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町の7市町で構成される広域協議会組合が主催する「埼玉県北部地域合同企業説明会」にブースを出展している。高校生に向けて事業内容や職場環境を広く紹介し、地域の若者に企業を知ってもらう機会を提供している。

インターンシップについても、学生からの希望があれば随時受け入れを行っており、建築現場で工程に応じた説明を行う等、実務に触れる体験を通じて職業理解の促進につなげている。

中途採用においては、ハローワークを活用した求人募集に加え、「紹介予定派遣制度」を活用している。派遣社員として一定期間勤務した後、双方の合意により正社員登用が可能な制度であり、会社にとっては人材の適性を見極める機会となり、派遣社員にとっても職場環境への適応を確認できるメリットがある。

さらに、「寄居建設㈱」の人材募集のホームページは、同社の魅力や取り組みをより深く知ってもらえる内容に刷新されている。どのような会社でどのような仕事に携わるのか、先輩従業員の一日の仕事の流れやメッセージ等を掲載し、親しみやすい構成になっている。

## V. ダイバーシティ経営

### 【多様な人材の活躍】

性別や年齢にかかわらず誰もが安心して働ける職場づくりを目指し、ダイバーシティ経営に積極的に取り組んでいる。

埼玉県が実施する「多様な働き方実践企業」認定制度において、仕事と家庭の両立支援や男女共にいきいきと働ける環境整備に取り組む企業として、最高評価の「プラチナ認定」を取得した。「寄居建設㈱」では、従業員 42 名のうち約 2 割が女性であり、建設業界の平均（約 2 割）と同水準であるが、男女ともに働きやすい職場環境の整備に注力している。例えば、作業現場には、男女それぞれ専用の更衣室やトイレを設置する等、安心して働ける環境を整えており、現場監督として女性 1 名が活躍している。現在、女性の施工管理者は在籍していないため、今後は採用や育成を通じて、施工管理分野における多様性の向上を図る。本社においても職場環境の改善を進めており、これまで男女兼用だったトイレをリフォームし、男性用・女性用をそれぞれ独立して設けた。これにより、女性従業員はもちろん、男性従業員にとっても快適で使いやすい環境が整い、働きやすさの向上につながっている。

このように、性別にかかわらず働きやすい環境づくりを進める中で、女性活躍の場も着実に広がっている。「寄居建設㈱」の場合、部長職と次長職を管理職として位置づけており、管理職 9 名のうち 2 名が女性で、意思決定の場においても多様な視点が活かされている。

また、年齢に関係なく働き続けられる環境づくりにも注力しており、「シニア活躍推進宣言企業」としての認定も受けている。定年は 60 歳であるが、再雇用制度により継続勤務が可能で、1 年ごとの更新時には本人との面談を行い、必要に応じて家族の意見も踏まえ柔軟に対応している。現在、65 歳以上の従業員は 4 名在籍しており、豊富な経験を活かして活躍している。

<多様な働き方実践企業 認定証>



<シニア活躍推進宣言企業 認定証>

第257号

埼玉県シニア活躍推進宣言企業  
認定証

寄居建設株式会社 様

大里郡寄居町大字寄居266-1

埼玉県シニア活躍推進宣言企業として認定し  
ます

令和4年2月15日

埼玉県知事 大野 元裕



同社提供資料より

## VI. 人材育成

### 【外部研修受講機会の提供】

従業員の知識と業務遂行能力の向上を目的として、外部研修の受講機会を提供している。建設業協会が実施する研修への参加を通して、最新の業界動向や専門知識の習得を図る他、実務に直結するスキルの向上に努めている。新入社員向けには、一泊二日の研修を開催しており、社会人としての基本的なマナーや心構えを学ぶと共に、同業他社の同年代の参加者との交流を通じて、視野を広げる貴重な機会となっている。

また、労務管理の理解促進を目的として、対象となる役員および管理職は労務管理者研修等の研修にも参加しており、法令遵守や労務管理の適正化を図り、組織全体の健全な運営に寄与している。この他、熱中症予防員研修や玉掛け作業の研修等、業務上は受講必須ではない従業員への受講機会の提供も行っている。これらの講習は、受講希望者が事前に会社へ申請を行い、認められた場合にはその費用を会社が負担するというように、従業員の学びを後押しする環境が整備されている。

### 【資格取得支援と資格手当】

従業員の専門性向上とキャリア形成を支援するため、資格取得に向けた制度を整備している。業務に関連する資格を取得した従業員には、毎月資格手当を支給しており、努力と成果を評価する仕組みがある。例えば、国家資格である1級建築士有資格者には月額3万円、同2級有資格者には月額2万円の資格手当を支給している。また、宅地建物取引士として専任登録された従業員には、月額3万円の手当を支給している。

資格取得に向けた学習支援に関する制度も整備されており、従業員が事前に会社へ申請を行い、承認を得たうえで資格試験に合格した場合、予備校代と受験料を会社が負担する。経済的な面からも従業員の挑戦を後押ししながら、従業員の成長を支えると共に、組織全体の技術力・信頼性の向上につながる重要な取り組みを行っている。

#### ＜主要な資格と講習修了者一覧＞

資格・講習名	人数	資格・講習名	人数
1級建築士	5名	1級土木施工	6名
2級建築士	6名	2級土木施工	1名
1級建施工	17名	宅地建物取引士	5名
2級建施工	1名	熱中症予防指導員研修	1名

同社提供資料より足利銀行作成（2025年8月時点）

## VII. 働きやすい職場環境

### 【充実した福利厚生】

従業員が安心して働き、豊かな生活を送ることができるよう、様々な福利厚生制度を整えている。

社会保険は完備しており、従業員の生活の基盤を支えている。住居に関しては、同社所有の賃貸マンションを社宅として提供しており、駐車場1台分込みで月額2万円からと、経済的な負担を軽減している。遠方の工事現場に赴任する場合には、会社負担でアパートを借り上げる制度もあり、安心して業務に専念できる。通勤手当は職種に応じて支給されており、現場作業員にはガソリンカードを配布し、通勤費を全額会社が負担している。事務職には通勤距離に応じて支給している。また、業務で必要となる安全靴、防寒着、扇風機付き作業服等は、従業員が使いやすいものを各自で購入し、立て替えたうえで会社に請求する仕組みとなっており、実用性と自由度を両立した制度設計となっている。

余暇の充実にも注力しており、長野県の木島平と群馬県の草津に保養所を所有している。いずれもリゾート地に位置し、草津の施設は温泉付きであり、心身のリフレッシュに最適である。また、会員制ホテルのルームチャージ料を年1泊まで会社が負担する制度もあり、休暇を楽しむことができる。

社内コミュニケーションの促進にも積極的に取り組んでおり、「親睦助成金」として従業員一人あたり年1万円を支給している。用途は事前申請制で、他部署の従業員とのランチ交流等に活用されている。例えば、1時間の昼休みに時間給を加えて通常より長くランチの時間をとり、親睦助成金を活用することで贅沢な食事をゆっくりと楽しむこともでき、利用者からは好評を得ている。この他、毎年社員旅行も開催している。従業員数名ごとに班を編成し、年齢や性別のバランスを考慮したメンバー構成となっている。幹事班は持ち回り制で決定され、従業員へのアンケートをもとに行き先を決定する。旅行は宿泊旅行または日帰りバス旅行のいずれかを選択でき、従業員の経済的負担はない。直近では、横浜中華街や横浜・八景島シーパラダイスへの日帰り旅行が企画され、世代や部署を超えた交流の場となった。

ライフイベントへの支援も充実しており、誕生日には従業員本人だけでなく、配偶者の誕生日にもギフトカードを贈呈している。結婚祝金、出産祝金、子どもの就学祝金・成人祝金等も支給され、人生の節目を会社が祝福する制度がある。

社外との交流の場としては、年2回のゴルフコンペを開催しており、従業員だけでなく協力会社や取引先にも参加希望者を募り、親睦を深める機会となっている。

こうした制度の背景には、従業員同士のつながりを大切にする企業文化がある。コロナ禍により社内全体で集う機会が減ったことを受けて生まれた制度もあり、状況に応じて柔軟に、従業員の声に耳を傾けてきた。平均勤続年数は 21.4 年と、建設業界平均の 14 年を大きく上回っており、長く安心して働ける職場環境が整っていることがうかがえる。

また、従業員および協力会社向けに職域販売限定ECサイト「クローズドマーケット」を 2025年8月より利用できるようになった。賞味期限が近い商品や規格外で一般流通が難しい商品等、通常廃棄される商品をECサイトで安価で購入できるものである。利用者にとって必要なものを安く入手できるだけでなく、食品ロス削減等による社会的課題解決に寄与する取り組みである。

## VIII. ワークライフバランス

### 【休暇取得の促進】

従業員が心身ともに健やかに働けるよう、休暇取得の促進に取り組んでいる。年次有給休暇は初年度に10日付与され、勤続年数に応じて最大20日まで支給される。5日以上の取得率は100%、平均取得日数は14日と高水準であり、計画的な休暇取得が定着している。

ライフイベントに合わせた特別休暇制度も充実している。忌引休暇では、親や配偶者が亡くなった場合、5日間の休暇を取得でき、事象発生から1ヵ月以内であれば2回に分けて取得することが可能である。家庭の事情に配慮した柔軟な制度設計となっている。結婚休暇は、入籍から1年以内に7営業日の休暇を取得でき、この特別休暇も2回に分割して取得することが可能である。新生活の準備や家族との時間を大切にできる。また、誕生日休暇もあり、誕生日の前後1ヵ月の間に1日休暇を取得できる。自分自身を労わる時間として、プライベートの充実を後押ししている。

育児・介護休暇は、法定で年5日と定められているが、「寄居建設㈱」では、それ以上の取得も可能としている。家庭の状況に応じて柔軟に対応できる環境が整っており、従業員から高い評価を得ている。

### 【時間外労働削減に関する取り組み】

時間外労働の削減に向けて、業務の効率化と働き方の見直しに継続的に取り組んでいる。ノー残業デー等の制度は設けていないが、従業員それぞれが「限られた時間で成果を出す」という意識を共有しており、日々の業務改善が根付いている。

平均残業時間は月19時間であり、特に本社部門では残業はほとんどなく、定時退社が基本となっている。一方、工事の進捗状況に応じた対応が求められる現場部門では、一時的に残業が発生する場合もある。休日勤務が生じた際には振替休日の取得や代替給与の支給を行っている。

## (4) 経済面での活動

### 1. 本業を通じた経済への貢献

#### 【パートナーとの連携によるインフラ整備】

100年以上の歴史を持ち、長年にわたり地域に根ざした建設事業を展開してきた中で築き上げてきたのが、約90社にのぼる協力企業との強固なパートナーシップである。左官業者や内装業者をはじめとする多様な専門業者と連携し、これまで培ってきた信頼関係により、質の高い施工を実現している。

また、道路の新設・改良、河川の護岸整備、上下水道の配管敷設工事等の土木工事においても、舗装業者や配管業者（U字溝施工を含む）等の専門業者と連携した地域のインフラの整備を実現している。こうした協力関係は、地域社会の基盤づくりにおいて欠かせないものであり、施工品質の向上とともに、持続可能なまちづくりに寄与している。

こうした関係性は、単なる業務の分担を超え、互いの技術力を活かし合うことで、「寄居建設㈱」の繁栄のみならず、協力企業の持続的な成長にも貢献している。サプライチェーン全体での共存共栄と良好な関係構築を宣言する「パートナーシップ構築宣言」も行っており、産業基盤の強化と公正な取引の構築に取り組んでいる。

安全面においても、協力企業との連携を重視している。安全衛生委員会の活動の一環として、年2回の安全大会を開催し、優良な取り組みを行っている企業には表彰状と記念品を贈呈している。コロナ禍以降、安全大会の開催を見合わせているが、該当企業には個別に表彰状と記念品を贈る等、感謝と敬意を伝えている。また、毎年秋には安全講習会を実施し、現場での安全管理やリスク対応について協力企業と共に学びを深めてきた。この講習会もコロナ禍以降、休止しているものの、今後も「安全衛生への意識の高揚と実践を励行」という行動指針のもと、協力企業との信頼関係をさらに強化していく。

## 6. KPIの設定

特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、「寄居建設㈱」の持続可能性を高める項目について、以下のとおり KPI が設定された。

また、KPI を設定しないインパクトエリア/トピックについても、適切な取り組みがなされていることを、引き続き確認していく。

### 【ネガティブ・インパクトとして特定しているものの、KPI を設定しないもの】

インパクト	設定しない理由
社会的保護	福利厚生制度を十分に整備しており、今後も継続するため
年齢差別	同社は再雇用制度を運用済であり、65歳以上のシニアの雇用実績もあり、シニアに対する取り組みを十分行っているため
水域 大気 土壌	廃棄物の流出対策、および飛散対策により、十分にネガティブ・インパクトを抑制できているため
資源強度 廃棄物	再生砂利や再生砕石を建設資材として活用する工事は、今後も継続して行うため

## (1) 環境面

インパクトエリア/トピック	気候の安定性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	環境負荷低減
取組内容	温室効果ガス排出量の削減を通じて、環境負荷の低減に取り組む
KPI(指標と目標)	・2030/9期までに温室効果ガス排出量を42%以上(基準年2023年252.6t)削減する
関連するSDGs	

## (2) 社会面

インパクトエリア/トピック	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	健康経営・労働安全性
取組内容	労働安全性向上の取り組みを通じて、従業員の安全を確保する
KPI(指標と目標)	・休業4日以上労働災害件数ゼロ件を継続する (2024/9期:0件)
関連するSDGs	

インパクトエリア/トピック	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	健康経営・労働安全性
取組内容	従業員の健康管理を徹底し、長く働ける環境を整備することで、企業の生産性向上に貢献する
KPI(指標と目標)	・2027/9期までに「健康経営優良法人」の認定を取得し、その後も認定を継続する
関連するSDGs	

インパクトエリア/トピック	雇用 ジェンダー平等
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの向上、ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	ダイバーシティ経営
取組内容	誰もが働きやすい職場環境を整備することで、ダイバーシティを促進する
KPI(指標と目標)	・2030/9 期までに女性施工管理者を 1 名増やす (2024/9 期 女性施工管理者なし)
関連する SDGs	 

### (3) 経済面

インパクトエリア/トピック	零細・中小企業の繁栄 インフラ
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの向上
テーマ	本業を通じた経済への貢献
取組内容	協力企業との強固な連携により、質の高い工事を行うことで安心して暮らせるまちづくりに貢献する
KPI(指標と目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO9001の認証を維持・更新し、品質管理の徹底と継続的な品質改善に取り組む (2000年 ISO9001認証取得)</li> <li>・2030/9期までにパートナー企業を100社以上にする (2024/9期:約90社)</li> </ul>
関連する SDGs	

## 7. マネジメント体制

「寄居建設株」では、本ファイナンスに取り組むにあたり、高田徹代表取締役と高橋陽子総務部部長が中心となり、自社の事業活動の棚卸を行い、インパクトリーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においても、高田徹代表取締役を最高責任者、高橋陽子総務部部長を実行責任者として、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を実施する。

### <KPI の達成に向けた活動の実施体制>

最高責任者	代表取締役 高田 徹
実行責任者	総務部 部長 高橋 陽子

## 8. モニタリング

本ファイナンスで設定した KPI の進捗状況については、「寄居建設㈱」と足利銀行の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施する他、日々の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

足利銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは足利銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI の達成に向けてサポートを行う。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、「寄居建設㈱」と足利銀行が協議のうえで、再設定を検討する。

### 本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、足利銀行が「寄居建設株」から提供された情報と、足利銀行が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対して評価を実施しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCRから、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
3. 足利銀行は、本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。

### <本件に関するお問い合わせ先>

株式会社足利銀行

法人コンサルティング部 次長 竹内 幸子

法人コンサルティング部 係長 小黒 栞

〒320-8610

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号

TEL : 028-626-0789



## 第三者意見書

2025年9月30日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

寄居建設株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社足利銀行

評価者：株式会社足利銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社足利銀行（「足利銀行」）が寄居建設株式会社（「寄居建設」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、足利銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。足利銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、足利銀行にそれを提示している。なお、足利銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

足利銀行は、本ファイナンスを通じ、寄居建設の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、寄居建設がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、足利銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 足利銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

< P I F 概略図 >



(出所：足利銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、足利銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、足利銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て足利銀行が作成した評価書を通して足利銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

## ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、足利銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

## III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展

形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である寄居建設から貸付人・評価者である足利銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable  
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

新井 真太郎

---

新井 真太郎



## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル